

## 会 議 録

会議の名称	平成 26 年 第 2 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 26 年 5 月 14 日 (水)	午後 1 時 28 分から 午後 2 時 27 分まで
開催場所	本庄市役所 5 0 4 会議室	
出席者	被保険者代表	奥野 浩昭、内野 順弘、出牛 博、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	黒岩 茂夫、益子 研士、江川 知宏、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 勲、 佐々木 義弘
	被用者保険等 保険者代表	細野 仁
	保険者代表	吉田 信解 (本庄市長)
	事務局	春山 康壽 (保健部長)、木村 章寿 (収納課長)、 中田 啓一 (保険課長)、榊田 恵 (同課長補佐兼国保 係長)
欠席者	渋谷 修身 (保険医代表)、近藤 浩之・日向 健 (被用者保険代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 諮問 4 協議事項 国民健康保険運営協議会の運営について 5 議題 第 1 号議案 保険税率改定の経緯と今後のスケジュールについて その他 報告事項 地方税法施行令の一部改正に伴う本庄市国民健康保険 税条例の改正について 6 閉会	
配布資料	・協議事項資料 本庄市国民健康保険条例 (抜粋)・本庄市国民健康保 険に関する規則 (抜粋) ・第 1 号議案資料 1 平成 22 年答申書 ・第 1 号議案資料 2 平成 24 年答申書 ・第 1 号議案資料 3 国民健康保険特別会計決算状況 ・第 1 号議案資料 4 国民健康保険広域化 (保険者の都道府県化) につ いて	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 開会時刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、ただ今から平成26年第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
市長	3. 諮問 【諮問書の読み上げ、あいさつ】 (市長退座)
司会	【人事異動、本協議会成立の報告】 議事の進行につきましては、規約に基づき会長にお願いいたします。
議長	4. 協議事項 それでは、議長を務めさせていただきます。 議事に入る前に協議事項として、国民健康保険運営協議会の傍聴、情報公開に関する運営上の取り決めについて、今までありませんでしたので定めたいと思います。事務局より説明をお願いします。
保険課長	【「本庄市国民健康保険運営協議会の運営について(案)」を説明】
議長	ただ今事務局から縷々説明がございましたが、今までの協議会と違う点は、会議録署名委員の指名がなくなること、また傍聴規定がなかったために定めるということです。ただ今の説明について質疑等はございますか。
委員	本庄市国民健康保険に関する規則第7条に「会長が別に定める」とあるのは、市の規約等の体系に組み込まれるということか、それともこの文章が「別に定めたもの」として残るということでしょうか。
保険課長	委員のおっしゃるとおりです。規則等の変更ではなく、この案にある事項が「会長が別に定めた事項」となります。 説明を追加します。議事録の記載方法ですが、発言記録については、委員の氏名を記載せずにただの「委員」と統一して標記したいと考えています。
議長	議事録の中には、発言者の氏名を標記しているものもありますが、公開するものですので、全て「委員」として統一したいとの提案でございます。いかがでしょうか。
委員	その方がいいと思います。

議長	<p>ありがとうございます。それでは、ほかに質疑等よろしいでしょうか。それでは、運営協議会の傍聴及び情報公開についての取り決めについては、原案のとおりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>5. 議題</p> <p>第1号議案「保険税率改定の経緯と今後の改定」について、事務局より説明をお願いします。</p>
保険課長	【第1号議案・資料の説明】
議長	<p>ただ今、事務局から今までの経緯と今後の方針について説明がありましたが、委員の皆様から質疑等ございませんか。今後のスケジュールを決める大事な話ですので、何なりとご質疑をいただければと思います。</p> <p>先ほど資料の中で1回目、2回目の答申書の内容をお示ししましたが、これから3回目の答申を決める大事な資料になりますので、後でじっくり目を通していただきたいと思います。</p>
委員	<p>広域化の資料4に、「保険料の賦課徴収、保健事業等は引き続き市町村が担う」とありますが、素朴な疑問として、現状の市町村の保険財政には格差があると思いますが、今後も市町村が賦課等を担うということは、県全体の運営の中で必ず指導等が入るのではないかと思います。まだ色々見えてこない部分があるのは分かっているが、本庄市としてはその辺が重要になってくると思うので、現状を教えてください。</p>
保険課長	<p>広域化された場合、市町村がどのように医療費を負担していくことになるか、ということですが、昨年8月に社会保障制度改革国民会議で報告された内容によると、まず財政運営は県が行うこと。ただし、かかった医療費等については、実績や各市町村の被保険者数や平均所得等を勘案して分担金のような形で、県が市町村に請求する。市町村は、その分担金を被保険者に合わせて保険税として賦課を行う、というようなことになるようです。県は財政運営は行うけれども、かかった費用については市町村で負担してください、市町村にはそれぞれの実績や被保険者数や所得に応じて請求をします。請求された金額を保険税としてどのような形で徴収するかは、市町村で判断してください。というような内容が、国民会議で報告されています。</p>
委員	<p>県が担当する（賦課も徴収もしない）財政運営とはどういうことか分かりかねますが、市町村が負担するということは今までと変わらないような印象を受けます。その点はどうですか。</p>
保険課長	<p>これから調整を行っていくことではありますが、広域化された場合の市町村のメリットが非常に分かりづらいと思います。ただし、国保財政を県が行うことで、規模の小さな町や村で国保財政が立ち行かなくなるという事態は防げられると思います。県で行う財政運営とは、国民会議の</p>

	報告によると、市町村から集めた分担金の支出や、これまで市町村が行っていた国や社会保険等へ交付金・負担金等を請求したりする財政に関する事務を県が統一して行うということのようです。
委員	要するに、立ち行かないところを救済するという点が大きいということでしょうか。
保険課長	仰るとおりだと思います。財政の維持が難しい小さな市町村を救済するために県が財政運営を行うということです。ただし、国・県・市の調整が始まったばかりですので、今後どのような方向に行くかは様子を見ないと分からない状況です。先ほどスケジュールで説明しましたが、平成27年度中には、法律あるいは制度が最終的に決まってくる予定です。
委員	分かりました。そういう大きな流れの中で動いているということですね。
議長	今、説明があったとおり、大変複雑ですし、色々な考え方が出てくるとお思いますので、なかなか決まらない可能性もある気がします。 ほかに質疑はございませんか。
委員	保険料の賦課徴収は従来どおり市町村が行うということですから、税率が広域化されて県内全市町村統一になるということではなく、今までどおり市町村単位で実情に合わせて決めていくということでしょうか。
保険課長	仰るとおりです。国民会議の報告では、県が財政運営を行う上で、各市町村へ分担金を請求し、各市町村はその分担金に対して保険税を定めるという形で考えているようです。今後、調整の中で変更されるかもしれませんが、これまでこの運営協議会の中でお諮りしていた県内統一保険料・賦課方式にはならないのではないかとこの状況です。
保健部長	保険課長が説明したとおり、そこが不明確な部分です。県内統一保険料になるのか、それとも賦課徴収を市町村が行うことで、税率は各市町村ごとに決めるのか、見えていない状況です。国民会議の報告書では、そのように解釈もできるし、統一保険料の設定もできないということではないので、はっきりと決まっていない状態です。これから調整されるということです。今までと同じような税率で賦課徴収をした場合、現在、埼玉県内のほとんど全ての市町村が赤字状態です。その赤字の幅も市町村によってずいぶん違います。そうすると、今までと同じ税率で賦課するのか、それとも赤字をなくす状態まで税率を上げて県内で統一するのか、ということがまだ見えていないところです。
委員	各市町村の実態に合わせて分担金の請求が来ると、人口構成や県南と県北との所得格差とかを考えると、本庄市は高齢化率とか県南に比べると高いでしょうし、所得は若干低いと思われるのですが、そうすると分担金の割合等が多くなる可能性はないとは言えないと思います。それに合わせて保険税を決定することになると、かなり税率が上がってしまう

	<p>心配が無きにしも非ずという感じがします。県内統一保険料になるか、各市町村にまかせるのかということ、すごく大きな問題ですので、それが決まらなると税率の改定は難しい部分がありますね。</p>
議長	<p>今回、3回目の税率改定の検討をお願いするわけですが、県の広域化が絡みますので、悩ましい問題ではあります。</p>
保険課長	<p>先ほどの高齢化率の話ですが、本庄市は、実は埼玉県内では若い国民健康保険です。高齢化率の高い順では40市中30番目に当たり、高齢化がまだ進んでいない国民健康保険ということになります。つまり、これから高齢化が進み、将来的にもっと医療費がかかる危険性もあるという状況です。それからもう1点補足しますと、県内統一保険料を目指す上で、実は色々な課題があります。所得格差のほかに、医療提供水準というものが結構大きな問題で、山間部の町村からすると、医療施設がないのに県内統一保険料にするというのはとんでもない、という意見もあるようです。そういうこともあり、県内統一保険料にするのか、それぞれ分担金に対して各市町村で賦課徴収するのかは、今後、県と市の調整が始まってから決まっていくことになります。繰り返しますが、昨年8月の国民会議の結論では、「分担金制度による市町村の賦課徴収」ということが打ち出されているということです。</p>
委員	<p>これから色々と条件等が決められていく中で、納得できないから広域化に加わらないという選択肢はあるのでしょうか。</p>
保険課長	<p>広域化に加わらないということはできないと思います。というのは、国民健康保険は、今でも国や社会保険からの補助金・交付金で全運営費の約3分の2を賄っている状況です。独立して市単体で運営していくことは不可能ですので、広域化になるのであれば従わざるを得ないと思います。</p>
委員	<p>広域化されるにあたり、本庄市としてのメリットはあるのでしょうか。</p>
保険課長	<p>先ほどから何度かご説明したとおり、分担金方式で賦課徴収を市町村が担うという形では、本庄市にとっては今までと変わらないと思われま。ただ、今まで国・県・社会保険のほうへ負担金や交付金を請求していた事務がいくらか簡素化されるのではないかと程度のメリットは考えられます。それ以外の財政的なメリットは、当初考えられていた県内統一保険料方式と比べると、大分下がってしまうように思います。</p>
議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>ないようですので、第1号議案「保険税率改定の経緯と今後の改定」について、そのように決定させていただきます。</p> <p>次に、報告事項「地方税法施行令の一部改正に伴う本庄市国民健康保険税条例の改正」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

保険課長	【報告事項の説明】
議長	<p>以上で報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、その他につきまして何かございますか。</p>
保険課長	【次回の運営協議会の日程の提案】
議長	<p>ただ今、次回の運営協議会の日程について、事務局から提案がありました。6月30日（月）午後1時30分からという案が出されましたが、いかがでしょうか。どうしてもだめだという人はいらっしゃいますか。</p> <p>これからこのようなペースで、4～5回開催していくことになると思います。できれば、1か月くらいの間隔で行かないと最終的なスケジュールに間に合わなくなってしまうと思います。皆様にはご負担をおかけすることになりますが、このようなスケジュールでお願いします。</p> <p>それでは、6月30日（月）午後1時30分から、会場は6階大会議室ということで決定させていただきます。</p> <p>ほかに事務局から何かありますか。</p>
保険課長	<p>今後、概ね毎月末に運営協議会を開催し、大体5回くらいを目安に答申書の作成へ進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次回は6月30日（月）午後1時30分から6階大会議室、今後のペースとしては毎月末に開催するというので、皆さんお忙しいとは思いますが、ぜひとも日程を調整していただいでご出席をお願いいたします。予定としては、5回くらい審議を行い答申をするというスケジュールになると思います。</p> <p>それでは、本日の議事が終了いたしましたので、議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
副会長	<p>6. 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

平成26年 6月30日

会議録署名 会長

梶谷 光男